

平成 2 1 年度

保健所行政の施策及び予算に関する要望書

( 資料編 )

平成 2 0 年 6 月

全国保健所長会

## 目次

### ( 重点要望 )

- |     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 1 . | 医療制度改革・健康危機管理に対する保健所機能の充実 | p.1 |
|     | 【医療制度改革関連事項】              |     |
|     | 【健康危機管理関連事項】              |     |
| 2 . | 新型インフルエンザ対策の拡充            | p.5 |
| 3 . | 医療制度改革に関連した方策の推進          | p.6 |
| 4 . | 精神保健福祉対策の推進               | p.8 |

### ( 一般要望 )

- |      |                            |      |
|------|----------------------------|------|
| 1 .  | 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進 | p.11 |
| 2 .  | 感染症対策の推進                   | p.13 |
| 3 .  | 結核対策の推進                    | p.16 |
| 4 .  | 自殺対策の推進                    | p.18 |
| 5 .  | 児童虐待防止対策の推進                | p.19 |
| 6 .  | 食品安全対策等の推進                 | p.19 |
| 7 .  | 生活環境の安全対策の推進               | p.21 |
| 8 .  | 健やか親子21の推進                 | p.22 |
| 9 .  | 健康日本21の推進                  | p.24 |
| 10 . | 難病対策、肝炎対策の推進               | p.27 |

( 重点要望 )

1 . 医療制度改革・健康危機管理に対する保健所機能の充実

( 健康局総務課、医政局指導課、厚生科学課、健康局総務課地域保健室、地方課、食品安全部企画情報課検疫業務管理室 )

【医療制度改革関連事項】

( 1 ) 最近の法改正や新法制定 ( 医療制度改革関連法、障害者自立支援法、改正介護保険法、がん対策基本法、食育基本法、自殺対策基本法等 ) の中で保健所の役割を再度明確にし、さらに、県型保健所と市型保健所では果たすべき役割が異なることを踏まえた上で、「地域保健対策検討会中間報告」を最終報告としてとりまとめると同時に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」についても見直しされたい。

(ア) 趣旨

保健所の機能として、平成 17 年 5 月の「地域保健対策検討会中間報告」では健康危機管理面のみが強調されていたが、医療制度改革関連事項を含め本来保健所が取り組んでいた保健・医療に関する事項も重要である。

(イ) 具体的要望事項

県型保健所と市型保健所のちがい、及び福祉分野等との統合組織であるかどうかの差、さらに機能面として健康危機管理関連のみでなく従来の保健・医療関連事項においても保健所が果たすべき役割は大きいことを明確にした上での「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の見直し

(ウ) 参考等

厚生労働省は以前と異なり、医療制度改革関連事業の中で保健所の役割を重視してきている。

平成 18 年度地域保健総合推進事業「地方分権と保健衛生行政に関する調査研究」の実施。

( 2 ) 全国保健所長会「地域保健の充実強化に関する委員会」では、保健所がその調整機能を活用し、地域の生活習慣病対策、地域医療連携 ( 医療機能の分化と連携 )、地域包括ケアシステムの整備を進めるよう提言している。国においては、地域・職域保健連携推進事業や地域保健総合推進事業等を継続するとともに、都道府県が策定・実施する各種計画に地域の状況が十分反映され、保健所が上記の調整機能等を発揮できる仕組みを検討されたい。

(ア) 趣旨

医療制度改革関連で都道府県が行う各種計画の策定及び推進には、二次医療圏ごとに関係者の合意形成と相互協力等を協議する場が必要である。全国保健所長会「地域保健の充実強化に関する委員会」では、これら協議の場において、保健所がその調整機能を発揮し地域連携を進めるよう提言している。

(イ) 具体的要望事項

現行の二次医療圏を基本とした地域・職域保健連携推進事業、特定健診・特定保健指導と関連した生活習慣病対策を充実させるための財政的支援

地域医療連携体制や地域包括ケアシステムの整備等、二次医療圏ごとに実施する事業への財政的支援  
地域保健総合推進事業の活用や国の調査等による全国の先進事例の情報収集と自治体への情報提供

(ウ) 参考等

都道府県健康増進計画改訂ガイドラインの策定

「平成18年度地域・職域連携支援検討会報告書」の策定

「地域・職域連携推進事業ガイドライン」の策定

健やか生活習慣国民運動の実施

保健所長会関連活動

1. 医療制度改革における保健所の役割強化に関する緊急アピール（全国保健所長会）
2. 平成19年度保健所の充実強化に関する提言（全国保健所長会「地域保健の充実強化に関する委員会」）
3. 平成18年度に開始された地域保健総合推進事業（保健所長会協力事業）  
「地域医療連携体制の構築に関する研究」の継続

【健康危機管理関連事項】

(3) 健康危機管理の対策拠点である保健所の所長は、医師としての専門性のみでなく的確に組織を管理、運営する能力を必要とする。「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会報告書」をふまえ、公衆衛生に関する卒前及び卒後教育も含め、資質の優れた保健所長及び保健所医師の確保と育成を目的とした体制整備の充実を引き続き図られたい。また、保健所における健康危機管理体制の充実のためには、医師以外にも種々の専門職が不可欠である。自治体におけるこれら専門職の確保・育成へのより一層の支援、保健所職員等への健康危機関連研修の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

健康危機管理の拠点は保健所であり、保健所における危機管理機能の充実を継続的に図っていくことは不可欠である。中でも医師、その他の専門職の役割は大きい。

保健所の広域化に伴い、迅速・的確な危機管理体制の構築が求められているにもかかわらず、行財政改革の流れの中で保健所医師は所長だけの単独配置の保健所が多い。危機管理機能を強化し、また卒前・卒後教育を充実させていくためにも複数配置が不可欠である。

保健所、地方衛生研究所等の専門職の確保が困難となっており、また、これら職員に対して健康危機管理に関する資質の向上を自治体のみで充分に行うことは困難。

(イ) 具体的要望事項

大学医学部における公衆衛生教育の充実

保健所における地域保健臨床研修制度の継続と都道府県等主管部局に対する保健所研修の重要性の周知

公衆衛生医師確保事業の充実

1. 各種媒体や機会を利用した公衆衛生医師の役割等についての宣伝活動  
保健所医師への健康危機管理に関する研修の継続  
医師を含む専門職の配置に関する地域保健法の改正・基本指針の改定等、法的基盤整備についての検討  
保健所への各種専門職の充実した配置に関する法的規定・財政的裏付けについての検討  
現在行われている健康危機管理関連研修の計画的な継続（各種専門職種別等）

(ウ) 参考等

- 「地域保健対策検討会中間報告」において、保健所は地域の健康危機管理の中心的役割を担う拠点として位置づけられている。
- 医師臨床研修制度の一環として「地域保健・医療」研修が継続されている。
- 平成18年度から開始された厚生労働科学研究費補助金研究事業の中で地域健康危機管理研究事業として「健康危機管理体制の評価指標、効果の評価に関する研究」が実施されている。
- 厚生科学審議会健康危機管理部会の設置
- 「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会報告書」の策定
- 「地方分権改革推進委員会中間的な取りまとめ」の策定
- 平成20年度厚生労働省予算
1. 地域健康危機管理体制の強化：健康安全・地域健康危機管理対策総合研究の推進、健康危機管理体制の整備・強化

- (4) 健康危機管理において、複数の自治体にまたがった広域的対応や特に初動時に原因が特定できない事例の場合等では、部門横断的な対応の重要性が高まっている。国においては引き続き、情報の収集・提供、自治体間の調整や省庁間の連携を充実させることにより、保健所での健康危機対応を支援されたい。

(ア) 趣旨

個別自治体では対応が困難な広域的対応を迫られる事態があり、また、初動時には原因が明確でないため初期から部門横断的な対応を必要とする事例も多い。上記の状況に伴う、自治体間、自治体と国の連携体制を充実させる必要性が高まっている。

(イ) 具体的要望事項

地域における複数自治体が参加する会議体の設置等、自治体間の連携強化につながる施策への技術的・財政的支援

地域における広域及び多部門にまたがる訓練実施に対する技術的・財政的支援

地方厚生局（健康危機管理関連部門）の調整力の強化

(ウ) 参考等

地方衛生研究所の広域的協力協定の策定（九州、中四国、近畿地域等）

検疫所を中心とした健康危機管理会議の開催

- (5) 健康危機管理を担当する国及び地方行政機関（保健所等）を支援するため、米国CDCやNIH等のような総合的専門機関の充実・創設を検討されたい。当面は、健康危機関連事項に関して、保健所等が利用しやすい総合的・専門的な相談組織体制を国において構築し

ていただきたい。

(ア) 趣旨

現在、日本では感染症研究所、(財)結核予防会結核研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所や国立保健医療科学院等が充実されてきており、保健所等への技術的支援も進んでいる。

しかし、公衆衛生上の問題が発生した場合、国ではその都度専門家を招集し検討会等を立ち上げ個々に対応しており、これら諸問題を継続的、総合的に研究し行政に対し指針等を迅速に提示していく体制は不十分である。

(イ) 具体的要望事項

地域で発生する原因不明の健康危機事例に対して、保健所が正確かつ迅速な対応を行うことが出来るよう、保健所等が利用しやすい総合的・専門的な相談組織体制の構築

国立保健医療科学院が実施している類似健康危機事例の収集と参照システム等の充実

原因不明の健康危機事例が発生した場合、あるいは何らかの健康危機が予測される場合等の症候群モニタリングシステムの効果的な運用方法の規定

(ウ) 参考等

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、感染症法と略す)における症候群サーベイランスの規定

(6) 生物テロや新型インフルエンザ等重大な健康危機対応において、必要な医療・検査体制の整備に関する国と自治体の役割分担を明確にし、自治体における整備促進に対して財政的支援をより一層強化されたい。

(ア) 趣旨

保健所、地方衛生研究所、都道府県、国の役割分担を明確にした上で、それぞれにおける機能(特に検査機能)強化を行うためには国の財政的支援が必要である。

(イ) 具体的要望事項

「地域保健対策検討会中間報告」において記述されている地方衛生研究所の役割に基づいた明確な法的位置付けとそれに伴う検査機能の強化に対する財政的支援

1. 都道府県あるいは二次医療圏域程度を単位とした、バイオハザードレベル3の検査体制構築への財政的支援

自治体が行う災害拠点病院等医療提供体制整備への技術的及び財政的支援

(ウ) 参考等

地方衛生研究所について、「地域保健対策検討会中間報告」では健康危機管理の科学的・技術的中核として位置付けられている。

平成20年度厚生労働省予算

1. 「健康危機管理対策の推進」は挙げられているが、地域における設備充実については明確に触れていない。

## 2. 新型インフルエンザ対策の拡充

(健康局結核感染症課)

(1) 新型インフルエンザ対応に関して行動計画やガイドラインが策定されたが、国においては、これらに基づき対策の優先順位をより明確にした上で系統だった対応策を早急に策定されたい。また、国、地方自治体、その他関係機関の役割分担を明確にし、国においては関係省庁のより緊密な協働体制の確立、自治体が行う体制整備に対して支援に努められたい。

### (ア) 趣旨

本ガイドラインには広範な社会的機能に関する事項が含まれ、自治体単独で具体化して行くには技術的にも財政的にも多くの課題がある。

### (イ) 具体的要望事項

新型インフルエンザ対策推進本部など国の対策統轄責任部署からの明確な自治体への指示及びそれらを自治体で具体化するための財政的支援

1. 事前対応として、現時点で確立すべき具体的事項に関する指示
2. 国、地方厚生局など広域の関係機関、自治体の役割分担の明確化
3. これらの指揮命令系統の明確化
4. 国レベルにおける日本医師会との連携・調整

新型インフルエンザ対策に関する総合的な調査研究の充実と、その結果に基づいた行動計画やガイドライン等の適時適切な見直し

事前対応策の立案、発生時の疫学調査や対応策の実施等に従事する自治体指導者の養成研修

地方厚生局単位程度で行う実地訓練の拡充

### (ウ) 参考等

感染症法の改正

新型インフルエンザに関するガイドラインの策定

平成19年度地域保健総合推進事業

1. 新型インフルエンザ保健所行動計画策定マニュアル(第1版)の策定

平成20年度厚生労働省予算

1. 新型インフルエンザ対策の推進：監視対策強化、水際対策推進、情報提供、医療従事者対象の研修
2. 新興・再興感染症対策に関する研究の推進 等

(2) 新型インフルエンザに対応するワクチンの開発・製造体制の充実、治療薬の確保につき、さらに努められたい。また、新型インフルエンザ発生時に対応できる地域の医療体制の確保に対して技術的及び財政的支援を図られたい。

### (ア) 趣旨

ワクチン、治療薬、医療提供体制を事前に構築しておくことが、新型インフルエンザ対応の中でも最も重要な事項である。

### (イ) 具体的要望事項

有効なワクチン製造のための技術開発の推進及びその体制の確保

流通備蓄も含めた治療薬の適切でかつ十分な備蓄方策についてのさらなる検討

特にフェーズ4以降でのワクチン、治療（予防）薬の使用及び流通調整に関する基本方針の策定と国民への理解・周知

ワクチン、治療（予防）薬が使用される時点では、流通調整に関する国の具体的な指導・指示

自治体が新型インフルエンザの発生及びまん延状況に対応できる診療体制を整備・確保するための財政的支援

1. 医療提供施設の設備や人員確保に対する財政的支援

(ウ) 参考等

(3) 国民が不安に陥り生じる混乱を最小限にとどめる情報提供方法を国として十分に検討した上で、行動計画やガイドラインの内容、特に治療薬やワクチン使用に関する優先順位についての考え方等、新型インフルエンザに関する正確な知識と対応方法を普及・啓発されたい。

(ア) 趣旨

国が予定している対策、特にワクチンや治療薬の提供等に関しては、国民の新型インフルエンザに関する知識とその対策への理解があってはじめて成り立つものである。国として、適切な情報を国民に伝える方策を真剣に検討し、確立すべきである。

(イ) 具体的要望事項

厚生労働省及び国立感染症研究所など国の研究機関が種々のメディアを通して国民及び医療従事者向けに正確な情報を伝えるシステムの構築

(ウ) 参考等

### 3. 医療制度改革に関連した方策の推進

(医政局指導課、健康局総務課、保険局総務課)

(1) 医療制度改革を進めるにあたっては、自治体における医療提供体制に格差が生じている状況について十分に配慮し、特に4疾病・5事業に関する体制整備について自治体の努力で困難な課題に対しては積極的に国が支援されたい。

(ア) 趣旨

多くの自治体では、医師、看護師等医療職の確保や産婦人科、小児科等の診療科目の医療提供が困難な状況となっている。このような自治体の努力だけでは解決できない課題により、医療提供体制について自治体間の格差が生じ、医療制度改革を進めるうえでの障害となっている。

(イ) 具体的要望事項

都道府県が策定した医療計画をより効果的に実行できるような技術的・財政的支援

自治体における医師や看護師等の確保に対する国の積極的な技術的・財政的支援

自治体で医療機関の機能分化・連携を促進するための技術的・財政的支援



医師臨床研修制度の理念を生かした上で、医師の専門分野指向と地域の医療ニーズのアンバランスを是正するための何らかの方策の検討

(ウ) 参考等

新医師確保総合対策

地域医療支援中央会議の設置・開催

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」の策定

救急医療の今後のあり方に関する検討会の開催

平成20年度厚生労働省予算

1. 医師確保対策の推進：医師派遣体制の構築・推進、医師派遣に協力する病院の診療体制の強化（新規）、病院勤務医の過重労働解消のための勤務環境の整備等（新規）、女性医師等の働きやすい職場環境の整備、研修医の都市への集中の是正等、医療リスクに対する支援体制の整備、医療機関までのアクセスの確保、小児病院における診療体制の確保 等
2. 安全・安心で質の高い医療の基盤整備：小児救急医療体制・ドクターヘリの整備等救急医療体制の確保、へき地などの保健医療対策の充実、看護職員の資質向上と就業継続支援 等

- (2) 国民が安心して医療が受けられるよう、医療に関する情報提供について、その内容及び提供方法等につき検討を継続され、より実効性ある情報提供体制の充実にひきつづき努められたい。

(ア) 趣旨

医療に関する情報は医療提供側と受ける側で大きな差がある。この較差を解消していくことが医療安全確保や医療への信頼確保上重要である。

(イ) 具体的要望事項

広告を含む個々の医療機関情報に関して、国民のニーズを考慮した情報提供の内容や方法についての充実

(ウ) 参考等

都道府県ホームページによる基本的な医療機関情報の提供開始

「医療広告ガイドライン」の策定

「安心と希望の医療確保ビジョン」報告書

- (3) 終末期を含む在宅医療体制を推進するため、人材育成及び在宅医療に係る地域の医療連携体制を構築できるよう支援されたい。また、不十分な在宅医療・介護資源の充実に関しては医療保険（診療報酬体系）、介護保険制度の改正も含め検討されたい。

(ア) 趣旨

要介護認定者が増加し、また高いがん罹患率のなかで、終末期を在宅で過ごすことができるようにするためには地域での医療資源の拡充、連携体制の強化が必要である。

(イ) 具体的要望事項

在宅医療従事者の養成と研修の実施や在宅医療従事者と行政の連携体制構築に関する技術的支援

訪問看護・リハビリテーション、訪問介護、通所介護・リハビリテーションなど在宅医療・介護資源の充実

(ウ) 参考等

「医療提供体制に関する意見中間まとめ」の策定

「終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会報告書」の策定

4. 精神保健福祉対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課)

- (1) 精神保健対策は、業務の専門的・広域的性格から、今後も保健所が地域の中核的役割を担い、福祉部門と協働することが必要である。市町村への支援・協働を含め、地域において保健所などの専門性が確保された部署が主体となり、精神保健施策が充実強化できるよう支援されたい。

(ア) 趣旨

障害者自立支援法が制定されたが、精神障害者対策は医療、保健、福祉がより緊密に連携した体制のもとで実施されて初めて有効なものとなる点が、身体・知的障害者施策と異なる。

この実効性のある連携体制の構築、保健及び福祉施策の効果的な実施に関して保健関連職種（行政医師、精神保健福祉士、保健師等）の関与が非常に重要である。

市町村においては、専門職が配置されている保健所等との連携やその専門的支援を受けることが非常に重要である。

(イ) 具体的要望事項

「地域保健対策検討会中間報告」で記載された措置入院関連事業や心のケアのみでなく、障害者自立支援法で規定されている地域支援・相談支援事業等への関与（市町村への支援）を含め、保健所を精神保健福祉における地域に密着した拠点として位置づけること（都道府県等の精神保健福祉センターはより広域的対応の拠点）

(ウ) 参考等

- (2) 自治体が策定した障害福祉計画を実効性のあるものとするため、精神障害者における種々の保健福祉医療制度や施策の充実強化を引き続き図られたい。特に、地域生活への移行を促進するため、精神科領域での保健福祉機関を含めた地域連携クリティカルパスの医療保険の適用、相談支援体制の充実等新体系の円滑な移行と安定運営、社会復帰施設の拡充、雇用支援等が円滑に行われるような制度の構築を図られたい。

(ア) 趣旨

障害福祉計画に記載される具体的サービス提供の中で精神障害者施策がより効果的に実施されるような制度構築が必要。

社会的入院から在宅生活への移行が喫緊の課題と考えられる。そのためには、地域における居宅生活支援体制の充実が急務。

(イ) 具体的要望事項

地域支援・相談支援事業、社会復帰関連施設拡充、雇用促進事業等の在宅生活支援制度の拡充（仕組み及び財政的支援）

地域生活支援事業（相談支援事業）の中に精神障害者個々のケアマネジメントを保証する仕組みを取り入れるとともに、それらに必要な財政措置

地域への受入理解が得られにくい障害者の退院後の一時的入所あるいは通所施設の拡充

精神科領域における地域連携クリティカルパスの医療保険の適用と保健福祉サービスも含めた適用の拡大

(ウ) 参考等

「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」の開催

平成17年度地域保健総合推進事業（保健所長会協力事業）「精神障害者の地域医療の推進を目指した退院支援のための企画立案研究」を実施し、精神障害者の退院支援ならびに地域での円滑な支援の継続に医療、保健、福祉の連携体制の構築と地域連携クリティカルパスの活用が有用との結果が得られた。

平成20年度厚生労働省予算

1. 就労支援における障害特性に応じた支援策の充実強化：常用雇用を支援するための助成措置の創設
2. 精神障害者の地域移行の支援：退院促進・地域定着の推進（新規）、精神科救急医療体制の強化、精神障害に対する国民の正しい理解の促進

(3) 精神科救急医療体制の整備促進を図られたい。

(ア) 趣旨

在宅生活への移行を円滑に促進するためにも、精神科救急医療体制整備は早急に行う必要がある。

(イ) 具体的要望事項

二次医療圏単位程度での輪番体制確立、中核的な精神科救急医療センター施設設置の促進に必要な財政的支援

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算

1. 精神障害者の地域移行の支援：退院促進・地域定着の推進（新規）、精神科救急医療体制の強化、精神障害に対する国民の正しい理解の促進

(4) 精神障害者の社会復帰を図る観点から住民への精神障害に関する正しい知識の普及をさらに促進するため、全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。

(ア) 趣旨

種々の普及啓発活動や相談体制の充実には、実施主体となる市町村への専門職の配置および保健所から市町村への支援体制の確立が必要である。

(イ) 具体的要望事項

メディアの積極的活用等、精神障害に対する一般国民の理解を促進する全国的な普及啓発活動の充実  
市町村等における精神保健福祉関連専門職の配置に対する財政的支援

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算

1. 精神障害者の地域移行の支援：退院促進・地域定着の推進（新規）、精神科救急医療体制の強化、精神障害に対する国民の正しい理解の促進

- (5) 心神喪失者等医療観察法のうち、特に社会復帰時には保健所をはじめとする地域関係機関の連携体制が必要である。これら、実効的な連携体制が地域において整備できるよう技術的、財政的支援を図られたい。また、国においても自治体から提起された課題等について関係省庁と連携の上継続的に協議されたい。

(ア) 趣旨

本法の目的を達成するためには、指定入院医療機関から地域生活への移行及び地域でのフォローアップ体制が重要。  
地域における関係機関の連携には、国における関係省庁の連携構築が必須。

(イ) 具体的要望事項

警察、保護観察所、医療機関、保健所、市町村等の実効性のある連携体制が地域において構築できるような技術的支援（専門職の研修やガイドラインの作成等）  
保護観察所も含めた地域における関連専門職種確保に対する財政的支援

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算

1. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行ったものに関する医療体制の整備

- (6) 警察が保護する精神障害者への対応に関して、警察と保健所の連携は地域により差がある。また、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送についても警察の協力を得て保健所等が担当しているが、円滑に行われていない地域も多いのが現状である。警察と保健所の情報共有や救急搬送が、人権及び安全性の双方に配慮され、より適正に実施できるよう国においても運用方策の改善を検討されたい。

(ア) 趣旨

警察と保健所の情報共有や連携は地域により差がある。  
措置入院等の搬送を含め精神障害者の救急移送については、保健所等の職員のみでは充分に対応ができていないのが現状。

(イ) 具体的要望事項

緊急対応ができる保健所等対応部門の職員配置への財政的支援  
都道府県における警察も含めた連携体制確立への支援

(ウ) 参考等

警察と保健所の連携に関する円滑度は地域により様々である。

( 7 ) 種々の災害被災者等に対する心のケア( P T S D 対応 ) のため、専門家チームを養成し、被災地へ派遣するとともに、地域では精神保健福祉センター や保健所等で継続的に支援できる体制の整備促進を図られたい。

(ア) 趣旨

心のケアは早期より専門家がかかわり、かつ、長期にフォローしていく体制が必要。

(イ) 具体的要望事項

国及び都道府県ブロック程度を単位とした、P T S D 対応の専門家チームの養成

これら、専門家チームの対象地域への派遣体制の確立

保健所等地域の専門職へのP T S D 関連研修の継続

(ウ) 参考等

事例発生時の対応は行われているが、体制としては確立していない。

( 一般要望 )

1 . 医療安全・医薬品医療機器等安全・介護等安全対策の推進

( 医政局総務課医療安全推進室・老健局計画課、医薬食品局安全対策課、医政局総務課 )

( 1 ) 地域における医療安全の推進を目的とした医療安全管理支援事業をいっそう充実させるため、人材確保や研修等による保健所職員の資質向上を引き続き支援されたい。

(ア) 趣旨

医療安全支援センターを充実させるため、以前にもまして対応職員の能力向上が必要。また、医療関連の立ち入り検査においては標準化が必要。

(イ) 具体的要望事項

医療安全支援センターに関する人材確保への財政的支援の拡充

保健所の相談窓口機能向上に結びつく研修の継続、医療立ち入り検査に関する関係職種への研修の実施

保健所における医療立ち入り検査の標準化、診療所・薬局・医薬品等販売業者に対する安全管理体制のチェック機能の充実への技術的支援

医療機関における医療相談窓口の設置、充実に結びつく技術的・財政的支援

(ウ) 参考等

( 財 ) 日本医療機能評価機構等による研修が継続されている。

医療法中に医療安全支援センターを規定。

( 2 ) 医療機器や医薬品の安全管理情報の地方自治体、医療機関、諸団体、業者等への通知経路について、その情報を必要とする諸機関に的確に当該情報が伝達・周知されるよう、厚生労働省内においても医薬食品局と医政局等の担当部署間での十分な連携に努められたい。

(ア) 趣旨

医薬品や医療機器等の安全管理情報は、国の各所管部署から都道府県等の所管部署や事業者へ通知されてはいる。しかし、今般の血糖測定微量採血器具や採血ホルダー等に関する情報が充分周知されていなかった背景には、通知経路が縦割りのである等、受け手にとってはわかりにくい流れであったことも要因の一つと考えられる。

(イ) 具体的要望事項

医療機器、医薬品等の安全管理情報の通知経路の再検討

(ウ) 参考等

- (3) 医療機関における感染防止対策強化のための専任看護師等の配置、及び医療安全対策にあたる専任安全管理者の配置に関して、これらの配置対象機関の拡大について検討を継続するとともに、介護保険施設等高齢者施設に対しても感染防止・介護等安全対策の充実強化をさらに進められたい。

(ア) 趣旨

保健所が医療機関と協働して良質な医療の提供を目指すうえで、医療機関側の上記体制の充実が必要である。

保健所と福祉事務所が連携して、高齢者施設等の感染防止・介護等安全対策支援に努める必要がある。

(イ) 具体的要望事項

院内感染対策及び医療安全対策にあたる専任職の配置対象医療機関の拡大に関する検討の継続

1. 有床診療所においては、上記専任職に準ずる職員の配置規定  
高齢者施設における感染防止・介護安全対策に係る規定等についての充実

(ウ) 参考等

「医療安全対策連絡会議」、「医療安全管理者の質の向上に関する検討作業部会」の開催。

1. 「医療安全管理者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」の策定

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(H17年2月厚生労働省通知)

改訂された「介護保険施設等指導指針」及び「同監査指針」において、高齢者虐待防止と身体拘束の廃止を除き、安全管理対策(適切な医療提供を含む)、感染症対策が明示されなくなった。

- (4) 高齢者虐待を防止するため、保健所が市町村と情報を共有化し、連携できる体制の構築、また、地域包括支援センターを含めた従事者に対する研修体制の整備を図られたい。

(ア) 趣旨

高齢者虐待の発生要因は単一でなく、取り巻く社会生活環境の危機として取り組む必要がある。

(イ) 具体的要望事項

市町村が行う高齢者虐待対応における保健所の位置づけの明確化

1. 高齢者施設に対しては、保健所が市町村の管轄部署と協働し実地指導等が実施できる体制等

相談窓口等に携わる職員及び高齢者施設への研修の充実

虐待に関する実態調査の強化

(ウ) 参考等

高齢者虐待防止法の成立

同法に基づく対応状況に関する調査の継続と公表

地域包括支援センター業務の中に高齢者虐待対応を規定

平成20年度厚生労働省予算

1. 認知症対策の推進：認知症ケアの高度化（新規）

## 2. 感染症対策の推進

(健康局結核感染症課、医薬食品局企画情報課検疫所業務管理室)

(1) バイオテロや新感染症の発生に備え、国が指定する特定感染症指定医療機関の整備拡充を早急に行い、また、第1、2種感染症指定医療機関の施設整備及び運営に対して、より一層の財政的支援を検討されたい。

(ア) 趣旨

我が国においても、重症急性呼吸器症候群の経験や新型インフルエンザの発生の可能性が高まっていること等から、感染症指定医療機関の質的及び量的整備を早急に促進する必要がある。しかし、自治体において第1、2種感染症指定医療機関の拡充を図るには、施設整備や運営に対する国の財政的支援の強化が欠かせない。

(イ) 具体的要望事項

特定感染症指定医療機関の早期かつ計画的な整備拡充

第1、2種感染症病床運営に対する財政的支援の拡充

(ウ) 参考等

感染症指定医療機関での設備拡充や運営費用に対する国の財政的支援は非常に限られており、自治体独自での財政的支援は困難

(2) 「ワクチン産業ビジョン推進委員会ワーキンググループ検討取りまとめ」がなされたが、平成17年3月の予防接種に関する検討会中間報告で今後の検討課題ともなっている各種予防接種に関する事項について、国民を感染症から守るという観点から科学的知見に基づいた国としての具体的方策を早期にとりまとめられたい。「麻しん」については、19年度に策定された「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき、排除を目標とした対策を充実、推進されたい。「BCG」では予防接種法に基づく接種期間の見直し（定期の期間の延長など）につき再検討されたい。

(ア) 趣旨

現行の定期予防接種以外の予防接種に関しても、国として早急に具体的方向性

を示す必要がある。

B C G接種の定期は、原則として「生後6月に達するまで」と定められ、他の予防接種と比べて極端に期間が短いという、出生直後～新生児期の接種に関しては医学的な安全性に関する疑義がある。

(イ) 具体的要望事項

「予防接種に関する検討会中間報告」(平成17年3月)における検討課題について、科学的知見に基づいた方策の早期決定

1. インフルエンザ菌b型等の定期予防接種への導入に関する再検討 等  
異なるワクチンで、疾病の流行や制度変更の度毎に供給不足に陥ってきた現行のワクチン供給体制に関する具体的な問題点の抽出とその早期解決  
急激なワクチン需要の増大に対応できない場合、対処方法等に関して適切に国民へ情報を提供する国の説明責任の履行、情報提供能力の向上及び自治体への国の対応方針の提示

麻しん排除に関する抜本的対策のさらなる推進

政令で定めるB C G接種の定期を原則として「生後12月に達するまで」に延長するとともに、「生後3月から6月に達するまで」を標準接種期間として助言(予防接種実施要領に明記)する制度に変更すること。また、現行の定期対象期間を超えた児への勧奨(任意)接種における健康被害救済について再検討すること。

リスクが低いとされる組織培養法による日本脳炎ワクチンの早期導入

(ウ) 参考等

麻しんに関する特定感染症予防指針の策定

麻しん排除計画の策定

麻しん対策推進会議の設置・開催

出生直後のB C G接種の安全性については科学的に充分検証されていない。

定期接種対象期間を外れた者(例：B C Gの場合、生後6月以降の乳児)でも市町村長の勧奨による任意接種を受けられるように配慮されているが、その接種により健康被害が発生した場合大きい責任が市町村に生じる。

- (3) ヒト免疫不全ウイルス(以下、H I V)の感染拡大を防止するため、国民に対する全国的啓発活動の一層の強化を図るとともに、保健所やその他の組織等が行うH I V相談・検査が受けやすい体制づくりに一層の支援を図られたい。また、若い世代に対する性感染症対策の強化のため、国においても文部科学省等との連携を一層図られたい。

(ア) 趣旨

H I Vに関する情報提供やキャンペーンは、国レベルでも充分に行う必要がある。

性感染症対策には、若い頃から正しい知識を身に付けることが必要であり、保健分野と教育分野の連携が重要である。

(イ) 具体的要望事項

H I V感染症拡大に対して、最近の麻しんキャンペーンや結核緊急事態宣言のような、インパクトある国レベルのキャンペーン活動の実施と年代別や同性愛者等対象の特性に応じた啓発の継続



地域において居住区が特定できる発生動向を把握でき、実情に応じた対策を検討しうる、人権を配慮した発生動向調査の仕組みづくり  
保健所やその他の組織等が行うH I V相談・検査体制への財政的支援の拡充  
保健所の性感染症（H I V感染症を含む）予防に関する健康教育等を、教育機関と有機的に連携して実施できる国レベルでの仕組みの拡充

(ウ) 参考等

感染症法における「慢性感染症」に関する規定

エイズ施策評価検討会の継続

平成20年度厚生労働省予算

1. 中核拠点病院におけるカウンセリングの強化、普及啓発活動 等

(4) 都道府県における「感染症予防計画」に基づいた施策の推進及び地方衛生研究所の機能強化に対して、国としての技術的・財政的支援を一層充実されたい。また、感染症予防に関する人材の育成を更に強化されたい。

(ア) 趣旨

都道府県等が感染症に関する国内外の情報や専門研究機関の指導を共有し易いシステムを構築することや専門性の高い人材を確保することに対して、国の技術的・財政的支援は重要である。

感染症対応を迅速かつ的確に行うためには、身近にある地方衛生研究所の機能充実が欠かせない。

(イ) 具体的要望事項

保健所等の感染症アウトブレイク等に対する人材の配置及び検査機能の整備について、国として技術的・財政的支援の一層の充実

保健所等に感染症予防に関する専門性の高い人材を配置すべきことについては、「地域保健対策検討会中間報告」に記載されている。これをより明確に国の方針として打ち出すとともに、人材養成のための研修を一層充実すること

現在、国立感染症研究所と国立保健医療科学院が実施している実地疫学専門家養成コースに加え、自治体が派遣しやすい短期研修の新設についての検討と派遣に対する財政的支援

「地域保健対策検討会中間報告」において、地方衛生研究所の役割が記述されているが、さらに明確な法的位置付けとそれに伴う検査機能の強化への財政的支援（要望3の(1)に同じ）

(ウ) 参考等

感染症予防について高い専門性を有する人材の保健所への配置を取り上げた報告書の策定

1. 「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する報告書」中、保健所への医師の複数配置

2. 「地域保健対策検討会中間報告」の「保健所職員等の人材確保及び資質の向上」中、F E T P研修終了者の都道府県への配置

### 3. 結核対策の推進

(健康局結核感染症課、医政局国立病院課、保険局)

(1) 結核対策が感染症法に統合されたが、今後も保健所現場における対応が円滑に行いうよう、また、結核対策が後退することの無いよう専門家及び保健所等を交えた議論を継続し実効性のある制度の充実に努められたい。

(ア) 趣旨

結核対策の面から考えると、両法の統合の目的はあくまで旧結核予防法の不備な面を補い、感染症法と整合性をとりつつ結核対策を充実強化するものと考えられる。しかし、統合によるデメリットが充分検討されず実際に対応を行う自治体の実情にそぐわない点や積極的に新たな知見を取り入れる方針が見られない面もある。

(イ) 具体的要望事項

今後も、方策の変更等を行う際には専門家及び現場を担当する保健所等の意見を十分考慮すること

QFT等の新技術を踏まえた患者管理や登録基準等の再検討

科学的知見に基づいた結核の医療内容の充実及び現状を踏まえた結核病床の整備

大都市等以外においても感染症診査協議会のより円滑な運営が可能となる規定の制定

(ウ) 参考等

「結核の接触者健康診断の手引き(2008年改訂第3版)」「平成18年度厚生労働科学研究新興再興感染症研究事業効果的な結核対策に関する研究」の策定

QFTに対する財政的補助制度

厚生科学審議会感染症分科会結核部会での「結核医療の基準」改正に関する検討

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」及び「結核医療の基準」の改正予定

(2) Directly Observed Treatment, Short-course(以下、DOTSと略す)を基本とする結核の治療成功率向上のための施策をさらに推進されたい。また、DOTS推進に関する公的支援策を充実されたい。

(ア) 趣旨

現行感染症法下においてもDOTS対応を重要視しているが、DOTS戦略の推進には国の強力な関与が必須である。

結核の入院期間の短縮に伴い地域DOTSの重要性が高まる中で、これを促進するための公的支援制度(新たな公費負担制度等)は未整備であり、また地域DOTSに関わる人材の養成・確保が必要である。

(イ) 具体的要望事項

一定の基準(省令等で規定)を満たした地域DOTS事例に対して、入院勧告の解除後も適切な公費負担が適応されるような公的支援制度の創設

大都市等以外においても地域DOTSのための予算と人材確保に関する事項の法制化

(ウ) 参考等

大都市等におけるDOTS実施制度の開始

(3) 近年増加している非結核性抗酸菌症に関し、治療薬剤の保険適用等医療保険に関する整備を早急に図られたい。

(ア) 趣旨

非結核性抗酸菌症の一部において、既存の抗結核薬その他の薬剤に治療効果が認められるにもかかわらず保険適用がなされておらず、臨床現場では難渋している。

(イ) 具体的要望事項

非結核性抗酸菌症に対する治療薬剤の保険適応等の整備を早急に図ること

(ウ) 参考

現時点で厚生労働省としては、非結核性抗酸菌症の治療薬剤の保険適用等に関して早期に対応をとる予定はない。

(4) 超耐性菌の感染拡大も危惧されているが、これを含めた多剤耐性結核に関して実態把握、予防対策、治療方法の研究開発等をより一層推進するとともに、他者に感染させる恐れのある多剤耐性結核患者の入院勧告・措置の取り扱いについて、さらに検討されたい。

(ア) 趣旨

WHOやCDC等から超耐性菌に関する報告も出ている中、多剤耐性結核に関しては実態把握はじめ治療薬剤の開発等基礎的研究に基づいた対策が必要である。

感染症法で多剤耐性結核菌が三類病原体に規定されたため、この解析や保存を行う場合に、届出義務や施設・設備基準等のより厳重な病原体管理体制を要するようになった。

多剤耐性結核患者の場合、喀痰結核菌陰性と陽性を繰り返しており、また入院勧告等に応じない者がある等、公衆衛生上現行制度で充分対応できない場合がある。

(イ) 具体的要望事項

現行感染症法下においても、多剤耐性結核に関するより詳細な実態把握体制の確立と共に予防対策・治療方法の研究開発の促進

1. 特に、三種病原体として多剤耐性結核の取り扱いにおいて新たな規定が定められたことにより、当該菌の収集、検査、分析等に齟齬が生じないような体制の確立

ニューキノロン剤など既存薬剤の抗結核薬としての承認及び新たに開発中の抗結核薬\*の遅滞のない日本への導入（医療保険適応など迅速な対応）

1. \*TMC-207, OPC67683, SQ109, PA824, moxifloxacin, gatifloxacin 等治検進行中の抗結核薬（Morbidity and Mortality Weekly Report, Vol.56, No.11 参照）

多剤耐性結核患者を確実に治療に結びつけられるような入院勧告・措置についての新たな対応の検討

(ウ) 参考等

現時点で厚生労働省としては、多剤耐性結核患者に対する強制力のある入院勧告・措置制度の創設等は考えていない。

(5) 今後も(財)結核予防会結核研究所等への支援を通じて、結核対策の専門家の養成及び保健所の結核対策従事者に対する研修を充実・強化されたい。

(ア) 趣旨

(財)結核予防会結核研究所等における研修は非常に有用であり、結核対策の専門家養成や保健所の結核対策従事者の資質向上に欠かせないものとなっている。

(財)結核予防会結核研究所等における研修及び指導は、結核対策に限らず、多くの公衆衛生上の問題に対して、科学的根拠に基づいた効果的対策を策定・推進する幅広い人材の育成に大きく貢献している。

(イ) 具体的要望事項

(財)結核予防会結核研究所等における研修の充実・強化

(ウ) 参考等

結核研究所のあり方検討委員会報告書の策定

#### 4. 自殺対策の推進

(社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課)

(1) 成人期の自殺対策やうつ病対策に関する啓発活動及び相談体制の確立が必要である。全国的な普及啓発と同時に保健所及び自治体での活動も支援されたい。さらに、これらの地域・職域・学域での自殺対策とともに、自死遺族への取り組みも促進されたい。

(ア) 趣旨

種々の普及啓発活動や相談体制の充実には、実施主体となる市町村への専門職の配置および保健所から市町村への支援体制の確立が必要である。

(イ) 具体的要望事項

自殺予防やこころの健康づくりに関する全国的な普及啓発活動の充実  
地域・職域・学域での自殺対策とともに、自死遺族への取り組みの促進  
地域で実施される自殺対策への技術的、財政的支援

1. 市町村等における保健福祉関連専門職の配置に対する財政的支援

2. 市町村等における自殺対策事業への財政的支援制度の拡充

19年度施策の継続

1. 自殺予防総合対策センター機能の充実

2. 職場におけるメンタルヘルス相談実施体制の整備 等

(ウ) 参考等

自殺対策基本法の公布

## 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書の策定

### 平成20年度厚生労働省予算

1. 自殺対策の推進：うつ等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進、自殺予防総合対策センターによる情報提供、地域での効果的な自殺対策の推進と事業主の取り組みの支援、自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成、自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進
2. うつ対策の推進
3. 職場における過重労働・メンタルヘルス対策の推進

## 5. 児童虐待防止対策の推進

(雇用均等・児童家庭局母子保健課、総務課虐待防止対策室)

(1) 深刻化する児童虐待問題に対処するため、予防の視点から保健所等の行う地域保健及び福祉両面における子育て支援施策の一層の充実、推進を図りたい。

### (ア) 趣旨

17年度から市町村に要保護児童対策地域協議会が設置され、教育委員会、警察、法務局、児童相談所、幼稚園等との連携が取れやすくなり、虐待事例への対応が進んだが、協議会未設置の市町村もあり、一層の充実が必要。

### (イ) 具体的要望事項

虐待の予防・早期発見のため、保健所で実施されている地域の母子保健活動を重視した予算の(次世代育成支援対策交付金メニュー)の拡充  
虐待に携わる保健所、市町村専門職への研修の継続

### (ウ) 参考

#### 平成20年度厚労省予算

1. 虐待を受けた子ども等への支援の強化：早期発見・早期対応体制の充実、社会的養護体制の拡充

## 6. 食品安全対策等の推進

(医薬食品局食品安全部企画情報課)

(1) 食品安全基本法の成立とともに科学的な知見に基づいたリスク分析による食品安全確保対策が進められているが、消費者に対する適切なリスクコミュニケーションを重視した施策が必要と思われる。地方自治体レベルでもリスクコミュニケーションが進むような仕組みを構築し、自治体での取り組みをさらに支援されたい。

### (ア) 趣旨

リスクコミュニケーションを進めるには、科学的に検証された食品に関する正確な情報の共有が必要である。

リスクコミュニケーションは、目的に応じて国レベル、地方自治体レベルでそれぞれ必要と考えられるが、地方自治体では必ずしも進んでいない。

(イ) 具体的要望事項

独立行政法人国立健康・栄養研究所等において、食品の安全に関する情報収集と還元が始まっているが、保健所等の関連行政機関及び一般国民それぞれが使いやすい情報システムの構築

地方自治体を実施するリスクコミュニケーション関連事業の補助制度の充実

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算

1. 食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の充実

- (2) 食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、消費者への食品情報の提供が重要視されている。わかりやすい食品表示による消費者の選択を促進させる施策を推進されたい。

(ア) 趣旨

食品関連表示については、食品衛生法、JAS法、景表法、薬事法、健康増進法等多くの法律が関係しているが、消費者からはわかりやすい表示が求められている。

(イ) 具体的要望事項

食品表示に関する複数の法律間で整合性がとれ、かつ消費者にわかりやすい食品表示方法の検討継続

1. 製造年月日、消費期限、賞味期限等の記載

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算

1. 食品安全に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の充実、健康食品の安全性の確保等

- (3) 多発するノロウイルス感染症について、疫学の解明をすすめられたい。また、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒も多発しており、これらの病原体に対して日本の食習慣を考慮した健康被害予防対策を検討されたい。

(ア) 趣旨

食品関連のノロウイルス感染症対策として、カキ業者等による自主検査や自治体ごとの行政指導が行われているが、一貫した方策がとられていない面があり、感染予防が不十分である。さらに食中毒の最大原因の一つであるカンピロバクターについても、鶏等の生食が食習慣として定着しており、自治体単独での行政対応は難しい。

牛肉や生レバーと腸管出血性大腸菌感染症の関連については、ようやく国民の間で理解されてきたが、鶏肉とカンピロバクターの関係等については周知が充分でない。

(イ) 具体的要望事項

カキや鶏の生食等食習慣上完全な規制は困難ではあるが、感染症・食中毒予

防の観点から国として表示の充実など何らかの規制方策の検討、あるいは国レベルでのリスクコミュニケーションによる消費者の適切な選択が進む方策の推進

国レベルでのノロウイルス、カンピロバクター等による感染症・食中毒に関するさらなる情報提供と啓発

「生食用食肉の衛生基準」の国民及び業者等への周知と「生食用食肉の衛生基準」を満たすと畜場、食肉取り扱い施設の育成

(ウ) 参考等

(4) 食品の残留農薬規制のポジティブリスト制度については、地方自治体がスムーズに対応できるように、効果的で実効性のある検査方法及び監視方法について国においても継続的な検討をされたい。

(ア) 趣旨

基準値が示される農薬は800種類にも及びその検査方法と精度管理はきわめて重要である。特に分析方法については地方自治体の状況を勘案し効果的な検査方法の開発や効果的な監視体制の構築に国としての支援が必要である。

(イ) 具体的要望事項

多種類の農薬検査にかかる機器整備に対する地方衛生研究所への財政的支援

地方自治体を実施する検査の精度管理および検査担当職員の研修の充実

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算

1. 残留農薬等ポジティブリスト制度の円滑な実施

## 7. 生活環境の安全対策の推進

(労働基準局安全衛生部労働衛生課、同化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

(1) アスベスト問題について、その疫学的実態調査を継続し、今後予想される被害の拡大防止及び予防対策を充実されたい。また、健康被害救済についても、職業及び環境暴露について整合性のある制度の構築を図ると同時に相談体制を継続されたい。

(ア) 趣旨

アスベスト問題について疫学的調査による職業及び環境暴露に関する実態把握が必要である。

(イ) 具体的要望事項

国によるアスベストの環境暴露に関する疫学的問題の解明

石綿作業従事者及びアスベスト暴露を受けた可能性のある関連施設等の周辺住民等に対する健康診断のシステム化

環境及び健康に関する専門的相談機関と保健所等地域の相談機関との連携体制構築に対する財政的支援

今までに得られた疫学調査の公表とアスベスト問題の検証

(ウ) 参考等

「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方報告書」の策定  
「石綿に関する健康管理等専門家会議報告書」の策定  
石綿ばく露歴把握のための手引の作成

- (2) 喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食品アレルギー、シックハウス症候群等のアレルギー疾患を有する患者は国民のおよそ30%に上ると言われ、多くの国民が日常生活に支障を来し放置できない問題となっている。原因究明と治療法の開発とともに正しい知識の普及啓発、相談体制の整備・拡充を図りたい。

(ア) 趣旨

独立行政法人国立病院機構による「免疫異常政策医療ネットワーク」による研究の推進と治療方法の確立が望まれる。  
地域における医療体制の充実と保健所等での相談体制強化が必要である。

(イ) 具体的要望事項

リウマチ・アレルギー情報センター等のホームページを充実し、最新知見についての情報提供の充実  
地域における医療と相談機関の連携体制構築に関する研修の充実など技術的支援  
保健所、市町村で利用できる相談対応マニュアルの作成

(ウ) 参考等

リウマチ・アレルギー情報センター  
1. 免疫異常政策医療ネットワーク  
2. リウマチ・アレルギー相談員養成研修会テキスト  
平成20年度厚生労働省予算  
1. リウマチ・アレルギー対策の推進：喘息死ゼロ作戦の継続 等

## 8. 健やか親子21の推進

(医政局指導課、雇用均等・児童家庭局母子保健課)

- (1) 食育基本法に基づき、こどもの「食育」を効果的に推進し、生涯健康に過ごすために、保健所において関係機関・団体との連携・協働が円滑に行えるよう、国においては省庁間の連携に引き続き努めると共に、施策の推進と事業支援の充実強化を図りたい。

(ア) 趣旨

連携を図る上で、地域独自での対応のみでは地域的不均衡が生じ限界もある。  
国においては連携に関する種々の工夫がなされているが、より充実した施策の拡充が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域において保健所が中心となり関連組織との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国としても検討

(ウ) 参考等



「フードガイド報告書」、妊産婦のための食生活指針の策定、食事バランスガイドの作成

健やか生活習慣国民運動の策定

平成20年度厚生労働省予算

1. 食育の推進

- (2) 思春期保健対策として、不登校、ひきこもり、性感染症、エイズ対策、薬物乱用防止対策、喫煙防止対策等を総合的かつ効果的に推進することが重要である。地域において地域保健と学校保健との連携が充分行えるよう、国においても所管部門を越えた施策の実施体制について検討されたい。

(ア) 趣旨

(1) に同じ

(イ) 具体的要望事項

地域において保健所が教育機関との連携を有機的にできるような仕組みの構築を、国（厚生労働省と文部科学省協働）としても検討

(ウ) 参考等

スクールカウンセラーの導入、養護教諭等による保健との連携やボランティアの参画等様々な事業展開が図られている。しかし、現在は、教育部門に於いては学校長の判断が最優先となっているために様々な障害がある。

- (3) 小児救急医療体制のさらなる整備促進と同時に、長期入院患児の入院環境整備や在宅医療等、急性期以降の小児医療体制の充実も図られたい。

(ア) 趣旨

地域における小児救急医療体制の整備は急務。小規模自治体独自では体制構築は困難。

急性期のみでなく、慢性疾患患児の長期入院・在宅医療体制の整備も必要。

産科（周産期）医療体制の整備・確保についても検討が必要。

(イ) 具体的要望事項

地域（都道府県等）が行う救急医療体制整備への財政的支援の充実

長期入院患児の入院環境整備、小児における在宅医療体制構築とそれらの実施に係る財政的支援

(ウ) 参考等

平成20年度厚生労働省予算主要事項には、産科・小児科医療の確保として継続した項目があるが、急性期以降の体制に関する記載は見当たらない。

- (4) 思春期保健対策を推進するため、医療分野では児童精神科医等専門家の養成及び確保、また、保健所等関係職員の資質向上に向けた研修の充実強化を図られたい。

(ア) 趣旨

医療及び保健分野双方とも、専門職の配置が不十分。

(イ) 具体的要望事項

国として、医療分野での児童精神科医等専門家の養成方策の推進  
保健所職員に対する、思春期保健に関する研修の継続

(ウ) 参考等

「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」報告書

「健やか親子21」の指標に関する研究会における「健やか親子21」の指標の一部見直し及び未収集の指標の評価についての検討

1. 指標の一部見直し：常勤の児童精神科医がいる児童相談所の割合、親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合等

(5) 発達障害児に対する早期発見・支援及び思春期以降の対応も含め、保健・医療・教育分野にまたがった対応体制の整備をさらに推進されたい。

(ア) 趣旨

「発達障害者支援法」が施行され、具体的施策として障害福祉圏域における支援モデル事業や自閉症・発達障害支援センターの拡充があげられているが、現状の療育体制は地域により較差があり、質的及び量的に不十分。

(イ) 具体的要望事項

発達障害支援センターの質的量的拡充に対する財政的支援の拡充

発達障害に関する医療を含めた多方面にわたる専門家の育成方策の具体化

軽度発達障害者へのケアマネジメント手法の確立と普及等、保健所など現場の専門職に対する技術的支援の充実

(ウ) 参考等

「軽度発達障害児の気づきと支援のマニュアル」の策定

「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会報告書の策定

「子どもの心の診療医」テキストの策定

発達障害情報センターホームページの開設

平成20年度厚生労働省予算

1. 発達障害児等を支援する体制の構築：発達障害支援センター等における支援、子どもの心の診療拠点病院の整備（新規）、発達障害者への支援手法の開発や普及啓発の実施、発達障害者の就労支援の推進

## 9. 健康日本21の推進

(健康局総務課生活習慣病対策室、同がん対策推進室)

(1) 生活習慣病の予防に関して、健康日本21に基づき各種の施策が進行している一方で、健やか生活習慣国民運動、新健康フロンティア戦略、医療制度改革大綱における生活習慣病対策の推進体制の構築、がん対策基本法に基づくがん対策推進基本計画の策定等が謳われており、国民にとって施策の方向性がわかりづらいものとなっている。国民にわかりやすく情報提供すると同時に、それぞれの施策が整合性を持ち都道府県計画等に反映できるよう考慮されたい。

(ア) 趣旨

種々の施策に基づき生活習慣病対策が推進されているが、国民にとって施策の方向性がわかりづらいものとなっている。

(イ) 具体的要望事項

厚生労働省内での十分な連携に基づく各施策のわかりやすい国民への周知、情報提供

(ウ) 参考等

「健康日本21中間評価報告書」、「健康日本21改正案」の策定

健やか生活習慣国民運動の策定

平成20年度厚生労働省予算

1. メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進：「健やか生活習慣国民運動」の推進

- (2) 特定検診・保健指導においては、地域として健康課題を把握し対策を講じることができるよう、保健所や保健センター等の自治体衛生部門と保険者が、健診及び保健指導のデータを共有でき、円滑に連携できる制度の構築を図りたい。

(ア) 趣旨

市町村の健康施策の推進には、住民が受けた健診・保健指導に関する健康情報の集約や、事業の精度管理が必要である。そのためには、行政の衛生部門や保険者等の中で情報の共有を図るための連携体制が必要である。

地域・職域連携や特定健診・特定保健指導等には、広域的な情報収集と公平な評価ができる保健所等の関与が不可欠。

(イ) 具体的要望事項

行政衛生部門及び保険者間で情報の共有ができる情報管理システムの構築

地方交付税の拡充等による保健師、管理栄養士等専門職の確保への財政的支援  
地域・職域連携に対する技術的、財政的支援の充実

(ウ) 参考等

「地域診断及び保健事業の評価に関する検討会」の設置

平成20年度厚生労働省予算

1. メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進：糖尿病等の生活習慣病対策（新規）
2. 効果的な健康診査・保健指導の実施体制の充実等：健康診査・保健指導の実施体制の充実、健康増進事業の円滑な実施（新規）

- (3) 現在まで地域保健推進特別事業により先駆的な事業が行われ、地域における様々な施策の展開に結びついている。「健康日本21」地方計画を含む地域の公衆衛生施策を推進するため、今後も同様事業の継続と充実を図りたい。

(ア) 趣旨

本事業は、健康に関連する機能を持った社会の様々な主体が参加して地域の保健問題に取り組むことにより、地域に即した住民の支援環境をつくることにつながり、地域の公衆衛生施策の推進に大いに寄与していた。

(イ) 具体的要望事項

公衆衛生施策の中で、重点的な事業実施に対する財政的支援の継続

(ウ) 参考等

- (4) 健康増進法に基づくがん検診が、早期発見や死亡率減少等に結びつき、ひいては医療費抑制にもつながるよう、国においては「がん検診に関する検討会」等での見直しを継続し、医学的根拠に基づいたがん検診をさらに充実されたい。

(ア) 趣旨

現在、「がん検診に関する検討会」においてがん検診の見直しが進行し、医学的根拠に基づいた健診方法や精度管理、事業検診評価等が策定されてきている。このように、国として有効な検診方策を明確に提示することは、自治体が行う検診体制構築（予算確保を含む）への大きな支援となる。

(イ) 具体的要望事項

医学的根拠に基づいたがん検診に関する方策や精度管理体制の充実  
がん登録制度の確立に向けた検討継続

(ウ) 参考等

がん対策基本法の制定  
がん検診に関する検討会議による各種ガイドライン等の策定  
「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の策定（がん検診事業の評価に関する委員会）  
がん対策推進協議会の開催  
平成20年度厚生労働省予算  
1. がん登録の推進  
2. がん予防・早期発見の推進：乳がん検査用マンモコイルの緊急整備（新規）、がん検診及び普及啓発の推進

- (5) 健康寿命延伸と生活習慣病予防のため、保健所等における地域保健と学校保健との連携が円滑に進展するよう、技術的及び財政的支援の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

連携を図る上で、地域独自での対応のみでは地域的不均衡が生じ限界もある。国において連携に関して種々の工夫がなされているが、より充実した施策の拡充が必要。

(イ) 具体的要望事項

自治体等が実施しているモデル的な事業への財政的支援の拡充  
地域保健推進特別事業と同様な事業を存続する場合、地域保健と学校保健との連携に関する事項の重点事項への採択

(ウ) 参考等

- (6) たばこ規制枠組み条約の批准に伴い、その実効性を諸外国並みに高めるために必要な法令等の整備について検討を進められたい。

(ア) 趣旨

- ＝ 実効性のある受動喫煙防止方策を実施するためには、健康増進法に規定されている努力義務のみでは不十分であり、省庁横断的な総合的戦略が示されていない。

(イ) 具体的要望事項

省庁横断的なたばこ対策の推進

1. 受動喫煙防止に関する何らかの規制の制度が必要であると考え、その内容について省庁横断的な検討
2. 喫煙率の減少を目的としたたばこ料金（税）の検討  
喫煙率減少への目標値を示す等、条例の批准を国民にわかりやすい形で示す施策の実行

(ウ) 参考等

「歩きたばこ制限区域」の設定など、保健事業の一環としてのみではなく自治体全体の施策としての喫煙対策の進展

- (7) 増加しているたばこ関連疾患を減少させるため、受動喫煙防止及び喫煙の害について正しい知識の普及、禁煙希望者へのサポート等、国民の喫煙率を下げるための施策のさらなる充実を図られたい。また、普及・啓発の一環として、禁煙・分煙状況の全国的な調査を継続されたい。

(ア) 趣旨

若年者の喫煙抑止、喫煙者の禁煙サポート等種々の対象に対する全国的な啓発や施策が必要。本事項に関する啓発は、地域特異的ではなく全国的な課題である。

調査自体が、大きい啓発効果を持つ。自治体においても各種施設における禁煙・分煙状況等の調査は行われているが、全国の様子は明確に示されておらず、自らの自治体との比較ができない。

(イ) 具体的要望事項

全国的な情報提供、啓発活動の拡充

全国的な公共機関、行政機関、医療機関等施設種類別、禁煙・分煙状況別調査等の実施とその情報還元

公共的空間等における受動喫煙防止に関する国としての明確な規制新設

(ウ) 参考等

## 10. 難病対策、肝炎対策の推進

(健康局疾病対策課)

- (1) 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、特定疾患懇談会等で十分に議論し、事業の後退がないよう引き続き努められたい。特に、国として自治体への特定疾患・小児慢性特定疾患医療費助成について充分手当てされたい。

(ア) 趣旨

医療費削減を目標としている現状では、上記事業に予算を十分に充当することは困難と考えられるが、特定疾患はがんやその他の生活習慣病と異なり、「障

害」と捉えてよい一面がある。この観点から、当事者への対応の一つとして医療費助成は必要不可欠である。

(イ) 具体的要望事項

自治体への特定疾患・小児慢性特定疾患医療費助成の充実  
保健所等で相談事業にかかわる職員への研修の継続  
難病相談・支援センター運営に対する財政的支援の拡充

(ウ) 参考等

医療費助成の内自治体が負担する割合も増大を続けている。  
平成20年度厚生労働省予算  
1. 難病相談・支援センター事業の充実 等

- (2) 肝炎対策に関しては、肝炎の予防のみでなく肝がん対策の一環としても、国民への正しい知識とその他の情報提供など啓発に努めると同時に、肝炎ウイルス検査の充実を図り、かつ治療の標準化も推進されたい。また、肝炎被害救済については、特定C型肝炎ウイルス感染被害者救済特別措置法等に基づき、一層の充実を図られたい。

(ア) 趣旨

特にC型肝炎についてはキャリアーを含め多数の患者が存在し、老健事業等で行われた現在までの検査制度では未受診者も多く残存する。日本の現状や自分がキャリアーかどうかを知ることの必要性、また感染様式など肝炎に関する情報提供は充分ではない。さらに、肝炎被害者数も多く、その救済が必要である。

(イ) 具体的要望事項

全国的な啓発の充実  
肝炎ウイルス検査対象者の拡大を含む検査制度拡充のための財政的支援の継続  
C型肝炎治療の標準化と普及

(ウ) 参考等

特定C型肝炎ウイルス感染被害者救済特別措置法の施行  
全国C型肝炎診療懇談会の設置・開催  
C型慢性肝炎治療ガイドラインの策定  
薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会  
肝炎治療戦略会議  
平成20年度厚生労働省予算  
1. 肝炎患者に対するインターフェロン治療に関する医療費の助成  
2. 肝炎ウイルス検査・相談・普及啓発の実施  
3. 治療水準の向上等：肝炎疾患診療拠点病院の整備、肝疾患情報の共有化等